

## 委 託 契 約 書 (案)

- 委託業務の名称 令和6年度森林GISシステム用衛星画像データ加工等委託業務  
(留萌地区)
- 契 約 期 間 契約締結日の翌日から  
令和6年(2024年)11月29日まで
- 業 務 委 託 料 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 契 約 保 証 金 免 除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注)括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(年 月 日)

(注)括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的録で行う場合には削除する。

委託者 北海道  
北海道知事 鈴木直道 印

住 所

受託者 氏 名 印

(注) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には、「印」及び「印」を削除する。

## (総 則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、令和6年度森林GISシステム用衛星画像データ加工等委託業務(留萌地区)処理要領(以下「処理要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び処理要領に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書及び処理要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

## (権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

## (業務処理計画書の提出)

第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、処理要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

## (業務担当員)

第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

## (業務処理責任者)

第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

## (業務処理責任者の変更請求等)

第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

#### (業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

#### (著作権等の取扱い)

第9条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

#### (調査等)

第10条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

#### (報告義務)

第10条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

#### (完了検査等)

第11条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 成果品の引渡しは、第2項による委託者の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

#### (業務委託料の請求及び支払)

第12条 受託者は、成果品の引渡し完了したときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払うものとする。

3 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

#### (前金払)

第13条 削除

#### (前払金の使用)

第14条 削除

#### (契約不適合責任)

第15条 委託者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追

完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (履行遅滞)

第16条 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、委託期間の業務満了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、業務委託料の額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 3 委託者は、その責めに帰すべき理由により第12条第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 4 委託者が、その責めに帰すべき理由により第11条第2項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第12条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

#### (秘密の保持)

第17条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

#### (委託者の任意解除権)

第18条 委託者は、委託業務が完了するまでの間は、次条から第21条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

#### (委託者の催告による解除権)

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 委託期間内に委託業務の処理が完了しないとき又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (委託者の催告によらない解除権)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除すること

ができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第23条又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第21条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第28条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消され

たときを含む。)

- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。)
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

#### （委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第 22 条 第 19 条各号又は第 20 条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第 19 条又は第 20 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （受託者の催告による解除権）

第 23 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### （受託者の催告によらない解除権）

第 24 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により委託業務の内容を変更したため、業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 8 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 に相当する日数（委託期間の 2 分の 1 に相当する日数が 30 日を超えるときは 30 日）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30 日を経過して

も、なおその中止が解除されないとき。

**(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)**

第 25 条 第 23 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**(解除に伴う措置)**

第 26 条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

**(委託者の損害賠償請求等)**

第 27 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 19 条又は第 20 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項各号に定める場合（前項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

第 28 条 受託者は、この契約に関して、第 21 条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に規定するものであるとき又は同項第 6 号に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前 2 項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

**(委託業務の処理に関する損害賠償)**

第 29 条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

**(受託者の損害賠償請求等)**

第 30 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 23 条又は第 24 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能である

とき。

#### **(契約不適合責任期間等)**

- 第 31 条 委託者は、引き渡された成果品に関し、第 11 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 3 委託者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 4 委託者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
  - 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
  - 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - 7 委託者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 8 引き渡された成果品の契約不適合が処理要領の記載内容又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### **(相殺)**

- 第 32 条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

#### **(契約に定めのない事項)**

- 第 33 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

# 令和6年度森林GISシステム用衛星画像データ加工等委託業務 (留萌地区) 処理要領 (案)

## 1 総則

この委託業務処理要領（以下「要領」という。）は、「令和6年度森林GISシステム用衛星画像データ加工等委託業務（留萌地区）」（以下「委託業務」という。）に適用する。

## 2 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が受託者に委託する次の作業地区に係る委託業務を円滑に、かつ的確に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

留萌地区 対象面積：236km<sup>2</sup> （別紙2参照）

## 3 業務の内容

受託者は、別紙1の仕様に基づく衛星画像を調達し、次により加工を行う。

### (1) 位置情報の付与

調達した衛星画像データは、世界測地系により定義（位置情報を付与）したものとする。

- ① 1画像ファイルに対して、1位置情報ファイルを作成する。
- ② 位置情報ファイルは、ワールドファイル形式とする。

### (2) 図郭設定

- ① 図郭単位は、別紙3「北海道民有林公共測量作業規程(抜粋)」P. 24に基づく地図情報レベル5000（縮尺1/5000相当、東西4km×南北3km）とし、当該図郭名を画像データファイル名とする。

なお、作業の詳細については、業務担当員から指示する。

- ② 索引図として、作成地区単位でシェープファイル（ポリゴン）の図郭を作成することとし、次の属性データを登録する。

なお、各種情報を関係者が確認し易くなるように索引図の図面データも作成・納品すること。図面データに図示する内容は発注者と協議の上で定めること。

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (ア) 使用者   | 「北海道」とする。      |
| (イ) 振興局名  | 留萌振興局          |
| (ウ) 計画区名  | 留萌地区           |
| (エ) 測地系   | 世界測地系「JGD2000」 |
| (オ) 座標系   | 12系            |
| (カ) 図郭ID  | 図郭名(ファイル名)     |
| (キ) 撮影年   |                |
| (ク) 撮影年月日 |                |
| (ケ) 撮影機関  |                |

### (3) データ保存

加工した画像データほかは、外付けハードディスクドライブ（以下、「HDD」という。）に保存し納品することとするが、その際のフォルダ構成、ファイル名等は、業務担当員から指示する。

## 4 供与物品

対象範囲を示すシェープファイル（ポリゴン、世界測地系平面直角座標12系）は委託者が作成し、供与する。

## 5 成果品について

### (1) 種類及び数量

- ① 森林GISシステム用衛星画像データ（衛星画像）  
GeoTIFF圧縮形式、又はワールドファイルTFW形式 一式

- ② 資源解析用画像データ  
GeoTIFF圧縮形式、又はワールドファイルTFW形式 一式
- ② 森林GISシステム用衛星画像索引図データ  
シェープファイルデータ（世界測地系）、PDF型式 一式

(2) 納品媒体及び数量

上記の成果品については、次の2種類の媒体に保存し納品するものとする。

- ① HDD（1TB以上） 1台
- ② ブルーレイディスク（片面1層又は2層記録タイプ） 1式

(3) 成果品を保存するHDDの仕様等について

- ① 納品時に、保証期間が10カ月以上有する未使用品（新品）であること。
- ② データ登録後において、記憶容量に10%以上空き容量があること。
- ③ OSは、Windows10に対応していること。
- ④ インターフェイスは、USB3.0/USB2.0に対応していること。
- ⑤ 購入時のパッケージ（箱）その他、添付品も納入すること。

6 成果品の使用許諾条件について

受託者は委託者に対し、次の条件により成果品の使用許諾を与えるものとし、これを証するための文書を作成すること。

なお、委託者に使用許諾を与える相手方は、受託者又は衛星画像の販売元のいずれでも差し支えない。

(1) 使用者

委託者の組織内で複数使用可能であること。（（総合）振興局及び森林室等出先機関を含む）

(2) 使用方法

GIS用ラスタデータとして林小班区画等を重ね合わせ、不可分な状態に加工した2次的印刷物や電子ファイル等については、著作権に関し表記することで、出版、インターネット公開等を含め、無償（印刷所要経費により価格を定める有償刊行物を含む）による外部提供が可能であること。

7 作業計画書の提出

契約締結後速やかに処理計画を明らかにした作業計画書を提出すること。

8 実績報告書の提出

本業務終了後速やかに、別紙4「実績報告書」及び成果品を提出すること。

9 業務実施等に係る事項の報告及び打合せ事項の整理

(1) 業務の実施に当たって発生する相互に確認すべき事項については、書面により行うものとする。

(2) 業務の実施に当たって、委託者と受託者の間において打合せ等を開催したときは、その内容を書面により確認するものとする。

10 その他

(1) 受託者は、成果品（未完成成果品及び業務を行う上で得られた記録等含む。）を委託者の許可無く第三者に閲覧させ、複製させ、又は貸与してはならない。

(2) この要領に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、その都度、委託者が定めた業務担当員と協議すること。

## 仕様書

## 1. 対象システム等

衛星画像データについては、北海道が運用する下記システムへの搭載用画像（以下、搭載用画像）及び森林資源解析用画像（以下、解析用画像）を入手するものとする。

- （１）北海道森林統合クラウドGIS（以下、「森林GISシステム」という。）
- （２）現地調査支援システム（以下、「タブレットGIS」という。）

## 2. 撮影媒体

人工衛星により撮影された高分解能衛星デジタル画像データとする。本仕様を満たす衛星画像の撮影媒体として、GeoEye-1、WorldView-2、WorldView-3、Pleiades-Neo等を想定している。

## 3. 対象区域

別紙2「調達計画範囲」に記載されている区域を調達する。

## 4. 衛星画像データの仕様

## （１）撮影日

令和4年1月1日～令和6年10月31日までの期間内で日中に撮影されたものとする。  
該当する画像が撮影されていない範囲は新規撮影を行うものとする。

## （２）調達範囲

別紙2「調達計画範囲」のとおり。

調達範囲 236km<sup>2</sup>

なお、海面については調達範囲に含まないものとする。

## （３）解像度

センサー精度50cm未満の解像度とする。

## （４）雲量

発注者が指定する調達範囲で、概ね10%以内とする。

## （５）調達する画像の種類

オルソ化済みのデータとする。

## （６）色調及び階調

（ア）搭載用画像 3バンド（R・G・B）8ビット

（イ）解析用画像 4バンド（R・G・B・NIR）16ビット

## （７）座標系

（ア）搭載用画像 世界測地系平面直角座標系12系/JGD2000（留萌地区）

（イ）解析用画像 世界測地系平面直角座標系12系/JGD2000（留萌地区）

## （８）水平位置精度

RMS E ± 2m以内（1σ）を目標とする（1σ＝標準偏差によって定義される測定範囲の68.3%の信頼区間）。

なお、撮影した衛星又は当該衛星が撮影した画像の水平位置精度について、国土地理院等の公的機関による裏付け資料（研究成果、検証結果報告等）、または、会社提示の根拠となる資

料を提出すること。

(9) フォーマット形式

(ア) 搭載用画像

GeoTIFF圧縮形式及びワールドファイル (TFW形式)

(イ) 解析用画像

GeoTIFF形式及びワールドファイル (TFW形式)

(ウ) 納入データの単位

1/5000の各図郭単位を基本とし、図郭毎で入手した衛星画像のモザイク接合処理と図郭単位での切り出しを行うこと。

なお、資源解析用の画像については、衛星画像が持つデータ特性を保持するように整備・納入すること。

(10) ファイル命名規則

(ア) 搭載用画像

[森林計画図図郭ID]\_[納品年度西暦]\_[座標系].tif (同名.tfw)

(イ) 解析用画像

[計画区名]\_[MUL or PAN]\_[カタログID]\_[座標系].tif (同名.tfw)

(ウ) 索引図 (図面データ)

画像撮影日\_[計画区名]\_[カタログID]\_[MUL or PAN].pdf

(11) その他

(ア) 衛星画像は、積雪がない条件下で撮影したものとする。

(イ) 山影、雲影の濃い部分は、見やすいよう画質調整すること。

5. 使用許諾範囲

(1) オリジナルデータの使用許諾範囲

(ア) 北海道庁 (カスタマー) においては、庁内で利用・加工が可能。

(イ) 森林GISシステムを使用するユーザー (市町村森林関連部局及び各森林組合、森林組合連合会等) は、画像を閲覧及び印刷して使用できるものとする。

(ウ) タブレットGISの背景データとして加工可能なものとする。

(2) 二次的著作物の使用許諾範囲

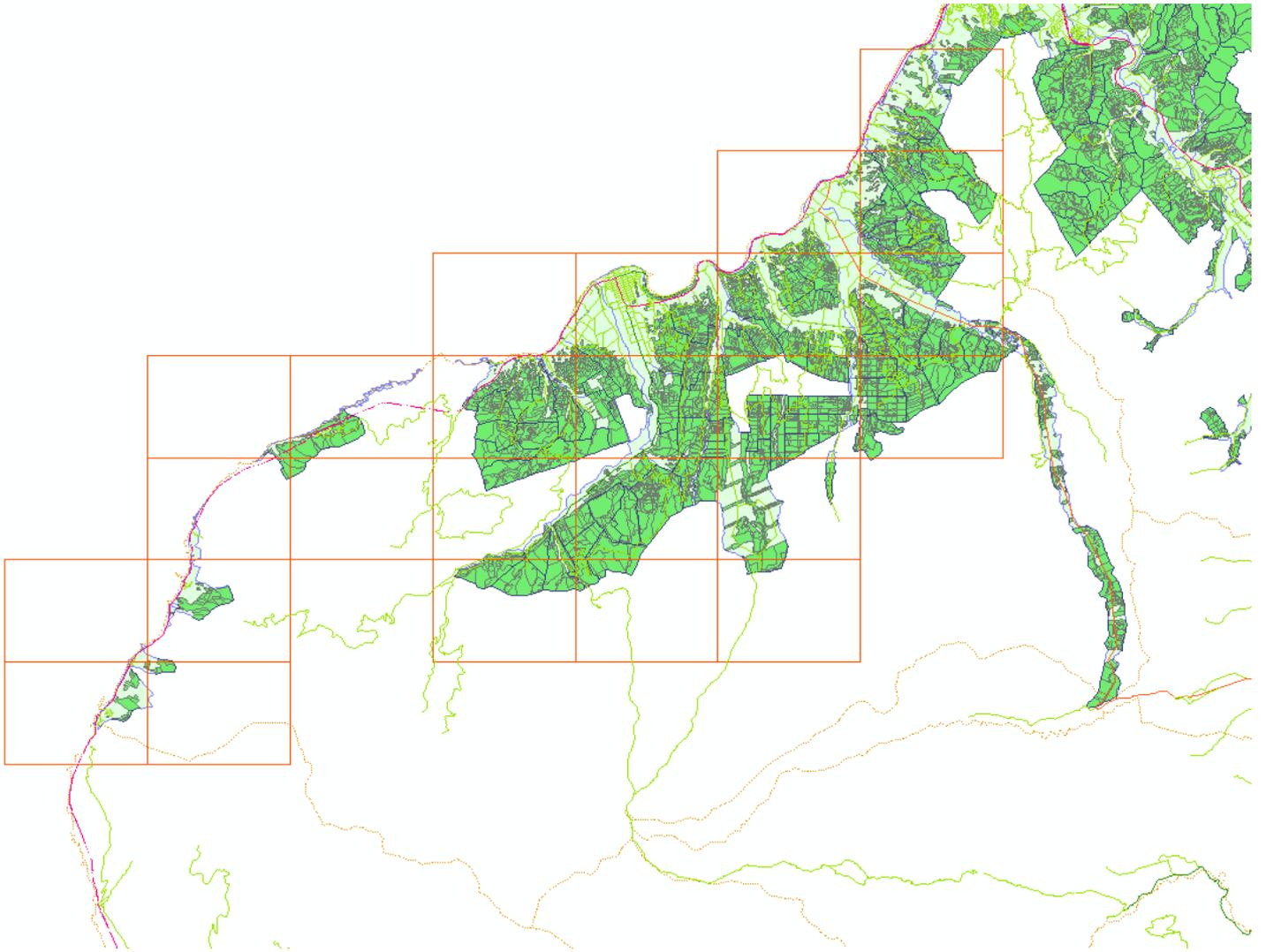
カスタマー及びグループメンバーは行政業務の円滑な推進を目的として、衛星画像データを元のデータへ復元不可能な形式とし、かつ地図情報等の情報を付加した二次的著作物を、紙媒体及び電子ファイルとして不特定多数へ配布が可能であること。

なお、不特定多数へ配布の際は、著作権の表記を行うものとする。

6. その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた際には、発注者と協議の上、これを定めるものとする。

# 調達計画範囲（留萌地区）



凡例

-  衛星画像調達範囲：236km<sup>2</sup>
- 25図郭（1図郭4×3=12km<sup>2</sup>）
- ※海面部は含まない

# 北海道民有林公共測量作業規程(抜粋)

## 附録7

### 数値地形図データファイル仕様

## 第1章 総 則

### 第1節 総 則

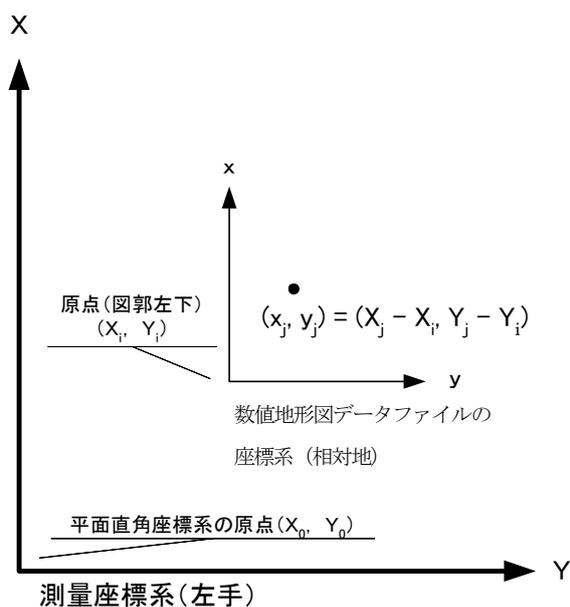
#### (ファイル仕様のバージョン)

第82条 本規約に基づく数値地形図データファイルのバージョンは、1とする。

- 2 ファイル内のいずれかの空き領域を利用した場合には、空き領域区分に空き領域の使用を示す任意の数値を記述するものとする。

#### (座標軸と原点)

第83条 数値地形図データファイルの座標軸は測量座標系とし、原点は図郭左下とする。

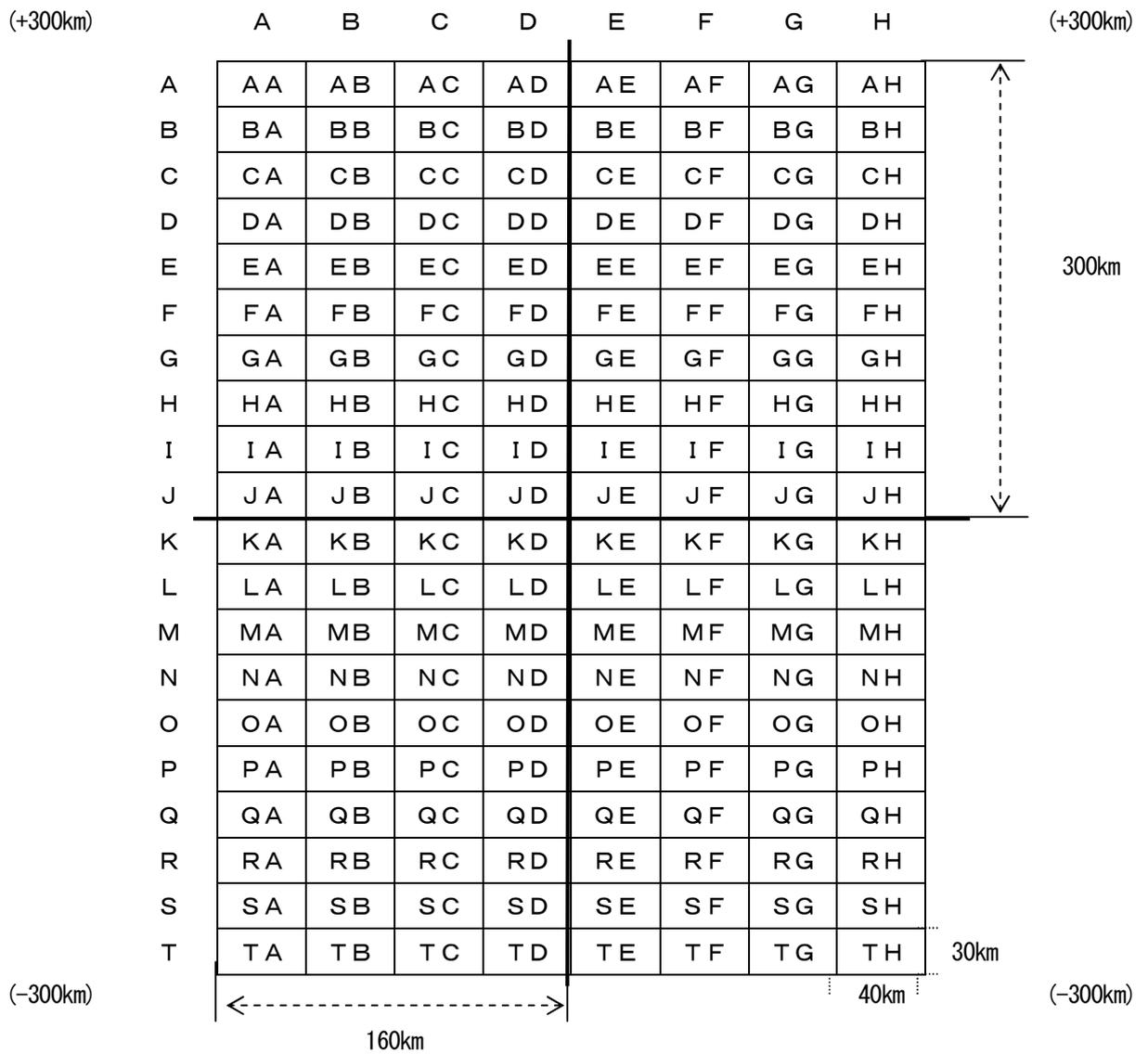


- 2 写真地図データファイルの座標軸は画像座標系とし、原点座標は図郭左上画素中央とする。
- 3 写真地図データファイルの位置情報ファイルの座標軸は数学座標系とし、原点座標は平面直角座標系の原点と同一とする。

#### (図郭割り)

第84条 図郭割りは、原則として座標軸に平行な矩形に分割する。

- 2 図郭割りとデータを格納するファイル単位は、一致させるものとする。
- 3 図郭座標は、その四隅座標を全て記録するものとする。
- 4 図郭割りの分割法は、次の各号に従うものとする。
  - 一 区画名は、各座標系のY軸及びX軸を基準とし、南北 300km、東西 160km を含む区域を 30km×40km の長方形に分割して区画を定め、下図によりアルファベット大文字の組合せで表示する。



二 地図情報レベル 5000 にあつては座標系内の 1 区画を 100 等分し、下図によりアラビア数字で表示する。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

←----->

40km

↑  
30km  
↓

三 地図情報レベル 2500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 2 等分して得られる 4 個の区画に北西側、北東側、南西側、南東側の順に 1～4 のアラビア数字で区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

1	2
3	4

四 地図情報レベル 1000 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 5 等分して得られる 25 個の区画を次の図例に従つて区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

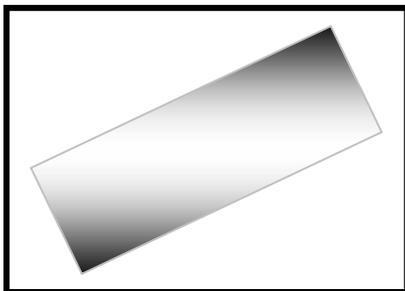
	A	B	C	D	E
0	0A	0B	0C	0D	0E
1	1A	1B	1C	1D	1E
2	2A	2B	2C	2D	2E
3	3A	3B	3C	3D	3E
4	4A	4B	4C	4D	4E

五 地図情報レベル 500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 10 等分して得られる 100 個の区画を次の図例に従つて区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

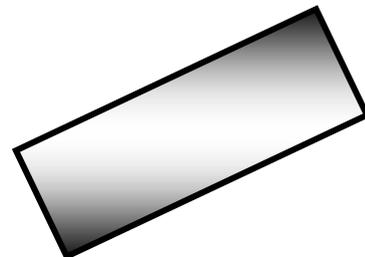
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

5 路線等に沿つたデータ整備の場合は、次の各号による。

- 一 データ領域を座標軸に平行な矩形で覆うことを原則とするが、座標値が格納できる範囲でデータ領域を満たす斜めの矩形でもよいものとする。
- 二 図郭識別番号は、任意の番号でもよいものとする。
- 三 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合には、m 単位未満の図郭座標を設定してもよいものとする。
- 四 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合の図郭座標は、数値地形図原図の左下を左下図郭座標、右上を右上図郭座標とするものとする。



座標軸に平行な矩形で覆う場合



斜めの矩形で覆う場合

(ファイルの命名則)

第 85 条 ファイル名は、図郭割り番号を準用する。

- 例. 地図情報レベル 500.....09LD0000~99
- 地図情報レベル 1000.....09LD000A~4E
- 地図情報レベル 2500.....09LD001~4
- 地図情報レベル 5000.....09LD00~99

2 ファイルの拡張子は、次の各号による。

- 一 インデックスファイルは、数値地形図データインデックスとする。
- 二 データファイルは、数値地形図データとする。

(データファイルの更新)

第 86 条 データファイルを更新する場合、消去されたデータはデータファイルから取り除くものとする。ただ

し、消去されたデータの履歴が必要な場合は、消去年月を記録して残すものとする。

2 更新されたデータファイル内の要素識別番号は、1から付番するものとする。

#### (世界測地系への座標変換)

**第87条** 日本測地系から世界測地系への座標変換する場合は、図郭割りも世界測地系に従うものとする。

2 ただし、1回を限度として日本測地系の図郭割りを採用することができる。この場合は、変換後の図郭四隅座標をmm単位で図郭座標として記録するものとする。

#### (必須項目と選択項目)

**第88条** ファイル仕様の各項目は、必須項目と選択項目に分類する。

2 選択項目の使用は、受発注者間の協議による。

## 第2章 数値地形図データファイル仕様

### 第1節 通則

#### (座標値の単位)

**第89条** 水平座標値(X, Y)の単位は、次の各号に従うものとする。ただし、図郭座標は地図情報レベルに関係なくm単位とする。

- 一 地図情報レベル500及び1000では、mm単位とする。
- 二 地図情報レベル2500及び5000では、cm単位とする。
- 三 地図情報レベル10000では、m単位とする。

2 標高値(Z)の単位は、次の各号に従うものとする。

- 一 属性数値に標高値(Z)を与える場合は、mm単位とする。
- 二 属性数値以外の標高値(Z)の単位は、水平座標値(X, Y)に準ずる。

#### (図郭座標の端数)

**第90条** 図郭座標端数の符号は、図郭座標の符号と同一とする。

例えば、"-1234.56"は、図郭座標カラムには"-1234"を、図郭座標端数カラムには"-56"を記述する。

#### (角度)

**第91条** 角度の単位は、度単位とする。

#### (点データの記述)

**第92条** 点データは、要素レコードのみを使用して格納するものとし、レコード数、データ数には0を与える。

- 2 点データが標高値を保持している場合は、属性数値にmm単位で格納するものとする。
- 3 点データは、特別な理由がないかぎり、方向データに変更してはならない。

#### (等高線データの記述)

**第93条** 等高線データは、要素レコードと2次元座標レコードを使用して格納するものとする。

2 等高線標高は、要素レコードの属性数値にmm単位で格納するものとする。

#### (属性数値)

**第94条** 属性数値は、mm単位で格納するものとする。

- 2 有効桁数以下の数値は、0を与えるものとする。
- 3 データが属性数値を持たない場合は、空白とする。

#### (ファイルの座標次元)

**第95条** ファイルの座標次元は、3次元を標準とする。

- 2 3次元で取得されたデータであっても、標高が同一な場合には、Z値を要素レコードの属性数値に格納し、2次元座標とする。
- 3 2次元で取得あるいは数値編集時に標高値を破棄したデータも、同一のファイルに2次元要素として格納する。

(別記第1号様式)

# 実績報告書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所  
受託者  
氏名 印

業務名 令和6年度森林GISシステム用衛星画像データ加工等委託業務（留萌地区）

年 月 日付で契約した上記の業務について完了したので、報告します。

## 記

- 1 業務完了年月日 年 月 日
- 2 成果品
- 3 その他 成果品に附帯する著作権等一切の権利を引き渡します。